

学童保育の入所児童数は74万人に

— 昨年比で6万人増（過去最高）、4年前と比べて21万人増 —

日頃より、学童保育に関する取材・報道等でたいへんお世話になっております。

さて、私どもは毎年、全国の学童保育数についての調査を行っています。2007年5月1日現在の学童保育数の調査結果がまとまりましたのでご報告いたします。

1997年の児童福祉法改正により法制化されて10年目を迎えた学童保育ですが、共働き・一人親家庭の増加や子どもの安全対策を考えて学童保育を必要とする家庭がますます増えています。

「放課後子どもプラン」が今後、学童保育の拡充にどのように影響を与えていくのかも含めて、ぜひ学童保育の実態と課題を貴紙（誌）でも取り上げていただきたく、お願い申し上げます。

今回の調査でわかったこと

● 学童保育数は1万6,652か所になった

昨年と比べて794か所増えている

児童福祉法に位置づく法制化後の10年間で、7000か所増えている

● 入所児童数は急増しており、74万人の子どもが利用している

昨年と比べて6万人増えた（過去最高）。4年前と比べて21万人も増えている

● しかし、まだまだ足りず、大規模化・マンモス化が急速に進行

入所児童数の増加に学童保育の設置が追いついていない

子どもに負担を強いる大規模な学童保育が激増している

安心して学童保育を利用できるようにするための課題

◆必要とする子どもがだれでも入所できるように、早急に整備することが必要

待機児童（2006年の厚生労働省調査は約1万2,000人）と学童保育の大規模化をなくすためには、「適正規模」（30人～40人）の学童保育を「1小学校区複数設置」することが必要です。厚生労働省には、分離・分割をして2万か所設置を実現するための十分な財政措置が求められます。

◆量的な拡大と同時に質的な拡充も急務の課題

安全・安心な学童保育をつくるために、設置・運営基準をつくり、それが実現できる財政措置が必要です。厚生労働省がつくるガイドラインは学童保育関係者の願いを取り入れたうえで作成してほしい。

◆「放課後子どもプラン」では、学童保育が拡充されることが必要

二つの事業の「一体化」ではなく、それぞれの拡充と連携を図ること。学校内に閉じこめるのではなく、地域にある児童館・児童遊園等の拡充も含めた総合的な放課後児童対策（地域での健全育成）を図ってほしい。

資料 1

まだまだ足りない学童保育

○学童保育数は1万6,652か所（2007年5月1日現在）

*法制化後（1997年児童福祉法改正）の10年間で7,000か所増えています。

*昨年と比べて794か所の増加です。

○入所児童数は74万人（1年間で6万人増、4年間で21万人増）

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993	7,516	231,500人	
1998	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加 入所児童数は10万人増加（年平均2万人増）
2003	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加 入所児童数は20万人増加（年平均4万人増）
2006	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加 入所児童数は15万人増加（年平均5万人増）
2007	16,652	743,837人	1年で800か所増、法制化後10年で7,000か所増 1年間で初めて6万人増

注) 全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。入所児童数の全数調査は、2006年から実施。それ以外は概数。

○しかし、学童保育はまだまだ不足し、入所できない子どもがたくさんいます

- ① 小学校数に対する設置率はまだ7割強。学童保育のない小学校区がまだ少なくありません。
小学校数 2万2,878校（2006年5月現在） 学童保育設置率 72.8%
- ② 学童保育が1か所もない市町村はまだ1割強あります
- ③ 保育園を卒園した子どもの6割弱しか入所できていません
保育園を卒園して小学校に入学した児童数約43万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約25万人で、6割弱にとどまっています。
- ④ 母親が働いている小学校低学年児童（末子）のうち、学童保育に通っている子どもはまだ約3割です（低学年児童全体では約2割が学童保育に通っています）
2006年に行った厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、末子の年齢が6歳の児童の57.2%、7歳～8歳の児童の65%は母親が働いています。児童数にして約230万です。現在、学童保育に入所している低学年児童は約70万人です。

○定員のある学童保育では、待機児童数が急増しています

厚生労働省調査によると、2006年5月現在、2020か所に1万2189人の待機児童がいます。

(注) 保育園と違って学童保育は、国や自治体に設置・運営の基準がなく、定員を定めている

学童保育は約4割です。残りの6割の学童保育には定員が定められていません。

→ そのため、大規模な学童保育が急増しています（次ページの【資料2】参照）

資料 2

急増している大規模な学童保育

○入所児童の急増により、大規模化が各地で進行しています

学童保育への入所要求がますます広がり、学童保育数は急増していても設置数が必要とされる数に追いついていません。いま深刻な問題になっているのは、学童保育の「大規模化」です。大規模学童保育の急増は、①まだまだ学童保育が足りないこと、②学童保育の適正規模も含めた運営基準が定められていないこと、が要因となっています。

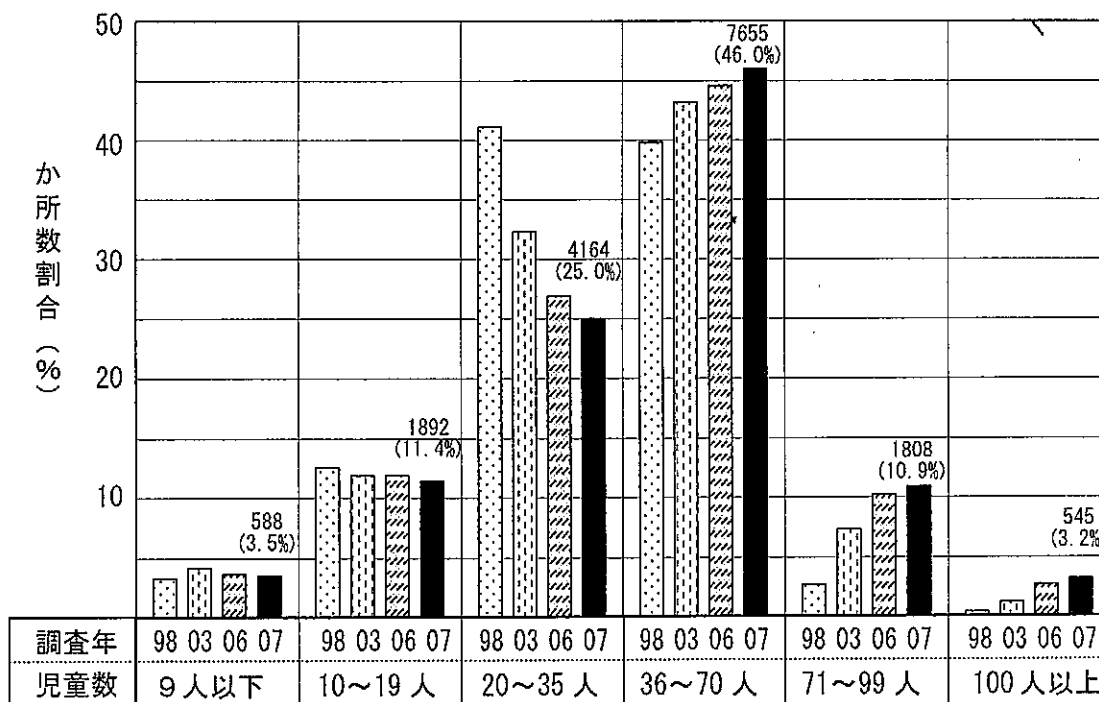
入所児童数の規模（学童保育数）（ ）内は%

児童数	1998年調査	2003年調査	2006年調査	2007年調査
9人以下	257 (3.3%)	473 (4.2%)	585 (3.7%)	588 (3.5%)
10人 - 19人	977 (12.6%)	1338 (11.9%)	1882 (11.9%)	1892 (11.4%)
20人 - 35人	3176 (41.1%)	3646 (32.3%)	4265 (26.9%)	4164 (25.0%)
36人 - 70人	3077 (39.8%)	4870 (43.2%)	7069 (44.6%)	7655 (46.0%)
71人 - 99人	210 (2.7%)	818 (7.3%)	1623 (10.2%)	1808 (10.9%)
100人以上	29 (0.4%)	133 (1.2%)	434 (2.7%)	545 (3.2%)

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の3割に及びます。これは、40人未満の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

*厚生労働省は、71人以上の学童保育の分離・分割を促進するよう2010年度から71人以上の学童保育の補助金をカットする方針を出しました。71人以上の学童保育が2か所に分離・分割すれば、2,300か所は増えることとなります。

規模別の学童保育数の推移



資料3

適正規模の学童保育で過ごす子どもは少数 子どもへの影響は深刻、指導員も悲鳴をあげている

規模別の学童保育数

	2003年調査	2007年調査
9人以下	4.2%	588 (3.5%)
10人～19人	11.9%	1893 (11.4%)
20人～35人	32.3%	4163 (25.0%)
36人～39人	7.8%	1470 (8.9%)
40人～49人	17.5%	2620 (15.7%)
50人～59人	11.0%	2004 (12.0%)
60人～70人	6.8%	1561 (9.4%)
71人～79人	3.5%	823 (4.9%)
80人～89人	2.5%	597 (3.6%)
90人～99人	1.3%	388 (2.3%)
100人以上	1.2%	476 (2.9%)
100人～139人		
140人以上		69 (0.4%)

適正規模の上限 (40人)

施設数ではなく子どもの数で見ると…

人数の規模	入所している児童数
40人未満	26.7%
40人から70人	44.5%
71人以上	28.8%

(注) 入所している児童数は、各規模の中間人数を、か所で掛けて出した推測値。

○子どもたちに深刻な影響を与えています

「事故や怪我が増えた」「騒々しく落ち着かなくなる」「とげとげしくなる」「ささいなことでケンカになる」「自己主張のできない子に目を向ける余裕がない」「指導員の目が行き届かない」「遊びや活動が制限される」などなど。「行きたくない」「退所したい」という子どもも増えています。

○学童保育は家庭に代わる「生活の場」として適正規模が必要です

学童保育は、安全で一人ひとりの子どもに安定した安心感のある生活を保障する施設です。そのためには、指導員の一人ひとりの子どもを対象にした人間的な関わり、援助や働きかけが必要です。大規模化の中で指導員を増やしても、一人の指導員は全員の子どものたちを見なければなりません。

◆全国学童保育連絡協議会の提言 (提言『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』より)

「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」

◆こども未来財団のガイドラインに関する調査研究 (2007年) は、「おおむね40人程度」「放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね40人程度までとすることが望ましい。」

(「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」2007年2月)

◆厚生労働省は分割促進のために、「71人以上」の学童保育への補助金を3年後に廃止

○大規模解消のためにも学童保育の設置・運営基準づくりが急務です

私たちは『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』の実現を求めています (【資料13】)

資料 4

都道府県別の学童保育数と入所児童数

	都道府県	2007年 学童保育数	公立小総数	設置率 (小学校数 比)	学童保 育数 前年比	2007年 入所児童数	小学生数 (小1～3年)	入所児童数 の比率(小 学生比)	学童保育 のある市 区町村数
1	北海道	787	1,371	57.4%	23	30,705	142,731	21.5%	152
2	青森県	243	380	63.9%	6	11,177	40,054	27.9%	33
3	岩手県	232	437	53.1%	34	9,374	37,723	24.8%	33
4	宮城県	314	465	67.5%	25	12,099	65,718	18.4%	34
5	秋田県	182	290	62.8%	8	7,336	28,464	25.8%	24
6	山形県	166	352	47.2%	16	7,564	32,749	23.1%	31
7	福島県	308	555	55.5%	30	13,122	61,350	21.4%	52
8	茨城県	476	580	82.1%	19	18,566	85,915	21.6%	43
9	栃木県	355	421	84.3%	33	15,778	56,818	27.8%	31
10	群馬県	297	349	85.1%	16	14,795	59,065	25.0%	32
11	埼玉県	829	831	99.8%	40	42,208	200,245	21.1%	70
12	千葉県	691	864	80.0%	73	31,147	168,088	18.5%	56
13	東京都	1,437	1,387	103.6%	15	75,357	295,213	25.5%	55
14	神奈川県	585	900	65.0%	18	26,167	243,807	10.7%	32
15	新潟県	324	575	56.3%	13	14,355	66,780	21.5%	33
16	富山県	169	211	80.1%	7	6,617	30,454	21.7%	14
17	石川県	213	238	89.5%	7	9,802	34,021	28.8%	19
18	福井県	178	215	82.8%	19	5,524	24,298	22.7%	16
19	山梨県	185	219	84.5%	9	7,524	25,848	29.1%	24
20	長野県	338	402	84.1%	-10	18,007	64,084	28.1%	66
21	岐阜県	295	394	74.9%	27	9,896	62,597	15.8%	40
22	静岡県	414	546	75.8%	25	17,625	107,809	16.3%	35
23	愛知県	798	985	81.0%	21	34,059	221,051	15.4%	58
24	三重県	214	440	48.6%	25	8,247	54,375	15.2%	27
25	滋賀県	189	237	79.7%	10	9,000	43,531	20.7%	22
26	京都府	370	450	82.2%	29	16,961	71,339	23.8%	24
27	大阪府	940	1,048	89.7%	5	48,739	254,596	19.1%	43
28	兵庫県	694	834	83.2%	31	31,729	164,910	19.2%	39
29	奈良県	184	231	79.7%	5	9,731	40,895	23.8%	28
30	和歌山県	129	311	41.5%	14	4,239	29,419	14.4%	21
31	鳥取県	117	169	69.2%	8	4,104	16,687	24.6%	18
32	島根県	160	263	60.8%	9	4,483	19,752	22.7%	19
33	岡山県	304	437	69.6%	14	13,248	56,751	23.3%	26
34	広島県	444	607	73.1%	11	18,858	82,097	23.0%	23
35	山口県	284	355	80.0%	-5	11,235	39,944	28.1%	21
36	徳島県	116	274	42.3%	10	5,440	21,410	25.4%	18
37	香川県	161	201	80.1%	9	6,266	29,103	21.5%	16
38	愛媛県	165	364	45.3%	8	7,551	40,628	18.6%	17
39	高知県	118	310	38.1%	9	5,249	20,396	25.7%	24
40	福岡県	682	781	87.3%	22	37,241	142,558	26.1%	63
41	佐賀県	163	194	84.0%	9	6,341	26,575	23.9%	22
42	長崎県	213	412	51.7%	20	10,404	43,166	24.1%	21
43	熊本県	298	460	64.8%	24	13,062	52,625	24.8%	42
44	大分県	208	363	57.3%	18	7,564	33,185	22.8%	17
45	宮崎県	188	280	67.1%	6	6,347	33,991	18.7%	24
46	鹿児島県	273	606	45.0%	15	9,866	49,001	20.1%	38
47	沖縄県	222	284	78.2%	14	9,128	50,703	18.0%	23
48	合計	16,652	22,878	72.8%	794	743,837	3,572,519	20.8%	1,619

(注1)川崎市の「わくわくプラザ」(114か所)は学童保育を廃止したもので学童保育数の集計から除外しています。また同じく品川区の「すまいるスクール」(40か所)も同様の理由で除外しています。

(注2)長野県の学童保育数の減は、いくつかの市町村が児童館においての留守家庭児童への対応も学童保育として教えていたが、国の要件が明確になったために学童保育ではないと判断して除外したためです。山口県の学童保育数の減は、ある市町村が同じ施設内での分割の仕方による数え方を変更したことにもなうものです。いずれにしても、学童保育の設置・運営の基準がないために、市町村での数え方にあいまいさがあることが原因です。

(注3)学童保育数と入所児童数は全国学童保育連絡協議会の調査。小学校数と低学年児童数は文部科学省の統計資料より。

資料5 都道府県別の設置率（小学校数との比較）

	都道府県	2007年 学童保育 数	公立小総 数	設置率 (小学校数比)	学童保育 数 前年比	2007年 入所児童 数	入所児童 数前年比	学童保育 のある市 区町村数
1	東京都	1,437	1,387	103.6%	15	75,357	3,446	55
2	埼玉県	829	831	99.8%	40	42,208	3,218	70
3	大阪府	940	1,048	89.7%	5	48,739	6,572	43
4	石川県	213	238	89.5%	7	9,802	765	19
5	福岡県	682	781	87.3%	22	37,241	1,166	63
6	群馬県	297	349	85.1%	16	14,795	1,662	32
7	山梨県	185	219	84.5%	9	7,524	192	24
8	栃木県	355	421	84.3%	33	15,778	1,530	31
9	長野県	338	402	84.1%	-10	18,007	389	66
10	佐賀県	163	194	84.0%	9	6,341	184	22
11	兵庫県	694	834	83.2%	31	31,729	2,939	39
12	福井県	178	215	82.8%	19	5,524	817	16
13	京都府	370	450	82.2%	29	16,961	951	24
14	茨城県	476	580	82.1%	19	18,566	1,756	43
15	愛知県	798	985	81.0%	21	34,059	2,040	58
16	香川県	161	201	80.1%	9	6,266	687	16
17	富山県	169	211	80.1%	7	6,617	5	14
18	山口県	284	355	80.0%	-5	11,235	603	21
19	千葉県	691	864	80.0%	73	31,147	2,873	56
20	滋賀県	189	237	79.7%	10	9,000	698	22
21	奈良県	184	231	79.7%	5	9,731	411	28
22	沖縄県	222	284	78.2%	14	9,128	555	23
23	静岡県	414	546	75.8%	25	17,625	1,894	35
24	岐阜県	295	394	74.9%	27	9,896	1,284	40
25	広島県	444	607	73.1%	11	18,858	2,241	23
	合計	16,652	22,878	72.8%	794	743,837	60,361	1,619
26	岡山県	304	437	69.6%	14	13,248	957	26
27	鳥取県	117	169	69.2%	8	4,104	456	18
28	宮城県	314	465	67.5%	25	12,099	1,297	34
29	宮崎県	188	280	67.1%	6	6,347	200	24
30	神奈川県	585	900	65.0%	18	26,167	3,845	32
31	熊本県	298	460	64.8%	24	13,062	1,493	42
32	青森県	243	380	63.9%	6	11,177	772	33
33	秋田県	182	290	62.8%	8	7,336	891	24
34	島根県	160	263	60.8%	9	4,483	202	19
35	北海道	787	1,371	57.4%	23	30,705	1,063	152
36	大分県	208	363	57.3%	18	7,564	474	17
37	新潟県	324	575	56.3%	13	14,355	1,771	33
38	福島県	308	555	55.5%	30	13,122	1,552	52
39	岩手県	232	437	53.1%	34	9,374	809	33
40	長崎県	213	412	51.7%	20	10,404	1,127	21
41	三重県	214	440	48.6%	25	8,247	1,031	27
42	山形県	166	352	47.2%	16	7,564	753	31
43	愛媛県	165	364	45.3%	8	7,551	224	17
44	鹿児島県	273	606	45.0%	15	9,866	1,089	38
45	徳島県	116	274	42.3%	10	5,440	695	18
46	和歌山県	129	311	41.5%	14	4,239	329	21
47	高知県	118	310	38.1%	9	5,249	453	24

*小学校数は文部科学省の学校基本調査より(2006年5月現在)

資料6

市区町村別の学童保育設置率

◆学童保育の設置率(小学校数との比較)

・小学校数との比較 (設置率)

小学校数 2万2,878校 (2006年5月1日現在、文部科学省発表)

学童保育数 1万6,652か所 (2007年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会調査)

設置率 72.8%

・設置率は市区町村によって格差が大きい

◆小学校の数より多い市町村は、242市区町村(学童保育のある市区町村の15%)

学童保育の設置率ごとの自治体数

設置率	すべての市町村	市と区に限定	政令市・中核市	政令市・中核市名
300%以上	5 (0.3%)	なし	なし	
200%~299%	22 (1.2%)	5 (0.6%)	なし	
150%~199%	41 (2.2%)	17 (2.1%)	なし	
101%~149%	174 (9.5%)	142 (17.6%)	11 (21.2%)	(注1)
100%	407 (22.3%)	128 (16.0%)	4 (7.7%)	(注2)
75%~99%	250 (13.7%)	200 (24.8%)	24 (46.1%)	(注3)
50%~74%	348 (19.0%)	173 (21.5%)	12 (23.1%)	(注4)
25%~49%	240 (13.1%)	98 (12.2%)	なし	
25%未満	132 (7.2%)	39 (4.8%)	1 (1.9%)	川崎市(11%)
学童保育なし	208 (11.4%)	3 (0.4%)	なし	
合計	1827 (100.0%)	805(100.0%)	52 (100.0%)	

(注1) さいたま市・神戸市・広島市・横須賀市・富山市・金沢市・長野市・岐阜市・東大阪市・高槻市・高知市

(注2) 福岡市・川崎市・船橋市・和歌山市

(注3) 札幌市・仙台市・千葉市・新潟市・静岡市・京都市・堺市・北九州市・青森市・宇都宮市・横須賀市・豊橋市・姫路市・奈良市・岡山市・倉敷市・福山市・下関市・高松市・長崎市・熊本市・大分市・宮崎市・鹿児島市

(注4) 郡山市・いわき市・横浜市・浜松市・名古屋市・大阪市・函館市・旭川市・秋田市・岡崎市・豊田市・松山市

◆政令市・中核市は設置率が低い

設置率100%以上の市町村数の割合

●全市区町村では35.5% ●市と区では36.3% ●政令市・中核市では28.9%

◆学童保育のある市区町村数 (1割強の市町村には学童保育がひとつもない)

	市	町	村	特別区	合計
全自治体数	782	827	195	23	1827市区町村
学童保育のある自治体数	779	719	98	23	1619市区町村
割合	99.6%	86.9%	50.3%	100.0%	88.6%

資料7 学童保育数と補助金、施策の推移

年	学童保育数	学童保育数 前年比	国庫補助総額(万円)	国庫補助単価(万円)	国庫補助対象数	国の施策の動き
1950年代						大阪や東京で民間保育園や親の共同運営による学童保育が誕生
1962						「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1963						児童館への国庫補助開始(「カギっ子対策」として)
1966						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515					
1969	697					
1970	1,029					
1971						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	30	725	都市児童健全育成事業が創設(留守家庭対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもと、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助するもの)
1977			1億0800	30	925	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1978	約3,000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換。児童館はそのための拠点のひとつに位置づけ)
1993	7,516	...	14億0643	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけられる
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名から緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	150.8	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	168.6	13,200	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育について集中審議
2006	15,858	549	111億8100	168.3	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプラン(仮称)の創設」に合意。
2007	16,652	794	158億5000	規模と開設日数に応じて	20,000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育の箇所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に変更して、開設日が増える毎に補助金も増額する。200日から249日の学童保育は3年後に補助金廃止。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。

(注)学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。

資料 8

学童保育の運営主体・開設場所

●運営主体別の学童保育数（どこが運営しているのか）

公立公営が約半数ですが、少しずつ減少しています。私立保育園や保護者等がつくるNPO法人が増えています。民間企業の運営は70か所ほど。昨年比ではあまり増えていません。

(注) 地域運営委員会の運営とは：地域の役職者（学校長、自治会長、民生・児童委員など）の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところがほとんどです。

学童保育の運営主体

	か所数	割合	か所数
公立公営	7,361	44.2%	市町村が直営している
公社や社会福祉協議会	1,877	11.3%	ほとんどが行政からの委託(1220か所) 指定管理者制度での代行は645か所
地域運営委員会	2,794	16.8%	行政からの委託と補助が半数ずつ
父母会・保護者会	1,499	9.0%	行政からの委託が多い
法人等	2,727	16.4%	私立保育園(約950か所) 私立幼稚園(約150) 保育園を除く社会福祉法人(約450か所) 保護者等がつくるNPO法人(約450か所)
その他	394	2.4%	補助金のない父母会や保育園等の運営が多い
合計	16,652	100.0%	

●開設場所別の学童保育数（どこで実施しているのか）

開設場所は、余裕教室が最も増えています。また、公共施設も活用され、全体として公設化がすすみ、8割を越えています。

最も劣悪な環境にあるアパート・民家は毎年確実に減ってきているとはいえ、まだ全体の1割近くあります。民家・アパート利用の多い市町村は、横浜市(130)、大阪市(113)、札幌市(50)、名古屋市(49)、さいたま市(39)、福島市(21)などです。

開設場所

開設場所	開設場所	割合	備考
学校施設内	7,908	47.5%	余裕教室(4,412) 学校敷地内の独立専用施設(2,946)など
児童館内	2,636	15.8%	児童館・児童センター内の専用室
その他の公的施設	3,045	18.4%	独立専用施設(1,240) 公民館内(430) 公立保育園内・幼稚園内(400) その他の公的な施設内(980)など
法人等の施設	1,123	6.7%	私立保育園内や社会福祉法人の施設内など
民家・アパート	1,201	7.2%	保護者が借りたアパート・借家など
その他	739	4.4%	自治会集会所など
合計	16,652	100.0%	

資料9 学童保育で過ごす時間は長くなっている

小学校で過ごす時間よりも約500時間も多い

(お断り) 以下のデータは、2003年に実施した詳細な実態調査の結果をもとにしています。しかし、2003年以降に奈良・広島・栃木などで痛ましい事件が相次ぎ、保護者から開設時間の延長の要望が強まりました(保護者がお迎えに間に合う時間まで開設してほしい)。現在は終了時刻がかなり遅くなっています。開設時間について、2007年5月1日現在で調査を行いました。現在、集計中です。

共働き・一人親家庭の子どもたちは、平日の放課後、土曜日・夏休み等は、「家庭に代わる毎日の生活の場」としての学童保育で過ごしています。

学童保育の開設時間が伸びているなかで、子どもたちが小学校で過ごす時間よりも、学童保育で過ごす時間がますます増えています。

学年によって授業時間数が異なりますが、1年生～3年生の平均を取れば次のようになります。

● 児童が学校にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1140時間

平日は5時間授業が基本なので、在校時間は、8:30-14:30=6時間
学年毎に授業時間が少しずつ異なることを考慮した。

平日198日×6時間=1188時間 + (-79+40+40)÷3 = 1142時間

(1年生は週2日4時間授業 -1時間×79日=-79時間)

(2年生は週1日4時間授業 40日=-40時間)

(3年生は週1日6時間授業 40日=+40時間)

● 児童が学童保育にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1630時間

(平日) 198日×(14:30-18:00=3時間30分) = 693時間 + 79+40-40)÷3 = 719時間

(長期休業日) 47日×(8:30-18:00=9時間30分) = 446.5時間 小計 1165.5時間

(土曜日) 49日×(8:30-18:00=9時間30分) = 465.5時間

合計 1631時間

○ 下校時の安全対策を考えて終了時刻が延びており、学童保育で過ごす時間はさらに増えています

下校時の安全面への不安から、保護者のお迎えが増えています。それにともなって学童保育の終了時刻も遅くなっています。終了時刻が「6時30分」「7時」が増えています。

○ 施設と職員の十分な整備がますます求められています

学校以上に長い時間を過ごす学童保育において、子どもたちの安全を守り、安心感のある生活を保障する学童保育の役割と指導員の責任が、これまで以上に重くなっています。毎日の生活をする施設として整備されなければなりません。

資料10

厚生労働省の学童保育に対する方針

学童保育を2万か所に増やす、ガイドラインをつくる

厚生労働省は、①必要性が高まっている学童保育の整備をスピードアップし、②事故・ケガが多く子どもの情緒面からも問題のある大規模学童保育の分割促進を図り、③基準開設日数をつくり、学校休業日の開設と1日8時間を補助要件とし、④学童保育のガイドラインを策定する、などの量的・質的な拡充を進めようとしています。

<厚生労働省の方針>

○学童保育整備のスピードアップを図る → 2007年度中に1万6,000か所を2万か所に

○「71人以上」の学童保育の補助金は、3年間の経過措置後に廃止

・経過措置の3年間に、市町村が「71人以上」の学童保育を分割するよう促進を図る

○長期休業中は開設することを補助要件に(1日8時間以上開設)

- ・これまで年間200日以上開設していれば補助金の対象だった(平日だけの開設でも補助対象) 2010年度からは、開設日250日以下の学童保育への補助金は廃止
- ・親が勤務している平日と長期休業日は、最低限、開設することを補助要件にする
- ・一方、土曜日は「基準開設日数」にされていないため、土曜日は閉所するところが出てくるのが危惧される(平日と比べて出席児童数は少ないが、必要な家庭にとっては切実な問題)

○2007年度の補助金総額は158億円(2006年度比は40億円増、40%増)

放課後児童健全育成事業 (所管：厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課)

◆総額 158億5000万円(昨年度比40億増、40%増)

◆補助対象か所数 2万か所(昨年度比5900か所増)

◆放課後児童クラブ運営費の補助単価(補助率は3分の1なので国負担は3分の1)

入所児童数	250日(基準開設日数)	290日開設の場合	200日～249日 (2010年には廃止)
児童数10人～19人	990,000円	1,510,000円	なし
児童数20人～35人	1,612,000円	2,132,000円	1,611,000円
児童数36人～70人	2,408,000円	2,928,000円	
児童数71人以上	3,204,000円	3,724,000円	
長時間開設加算	309,000円		296,000円
障害児受入促進費	687,000円		なし

(年間開設日数290日以上が約半数に及ぶ)

○「平成19年中にガイドラインを示す」

- ・1997年の児童福祉法改正(学童保育の法制化)にあたって、厚生省は学童保育の「最低基準などは設けない」と答弁。以後、「地域の実情に応じて多様な形で実施」との方針をとってきましたが、一定の質を確保するためにはガイドラインが必要だとして、2007年3月に「ガイドラインを示していきたい」と回答。

○「放課後子どもプラン」は、文部科学省・教育委員会・学校との連携で、学校施設を学童保育の実施場所として利用しやすくすることがねらい

しかし、補助金の総額も補助単価(運営費、施設整備費)が実態から比べるとまだまだ少なく、市町村や都道府県の持ち出しも多くなるため、思うように整備がすすんでいません。

文部科学省と厚生労働省は、2007年度から市町村が学童保育事業（厚生労働省所管）と「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省所管。以下、「放課後子ども教室」と省略）の二つの事業を含めた総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）をすすめていく補助金や仕組みをつくりました。

（注）「放課後子どもプラン」の策定は、法律等で義務づけられているものではありません。

「放課後子どもプラン」で推進する二つの事業

事業内容	放課後子ども教室	学童保育（放課後児童クラブ）
所管・担当課	文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
主旨	▽すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する。	▽共働き家庭などの留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（児童福祉法第6条2第2項に規定） ▽学童保育の未実施小学校区の早急な解消を図るためのソフトおよびハード両面での支援措置を講じる。
予算額	68.2億円（国負担分）	158.5億円（国負担分、前年比38.3億円増）
実施目標数	1万か所 （概算要求は2万か所）	2万か所（前年比5900か所）
実施場所	特定の固定した施設はなく、体育館や運動場、公民館などの施設を活用	学童保育の専用施設（室）は、余裕教室を転用したり、校内の独立施設、児童館内の専用室など
実施状況	以下は、前身の地域子ども教室推進事業の実施状況（2006年度）	昨年の学童保育実態調査と2003年の詳細な実態調査から（全国学童保育連絡協議会実施）
実施状況	8300か所で実施。1か所の年間平均実施回数は87回。週1回実施65.5%、週2回実施15.5%など（2005年度財務省調査より）	年間290日開設が全体の半数。281日以下（200日以上）は3割。土曜日は8割が朝から1日開設。長期休業日はほとんどが朝から1日開設。1施設の年間開設時間は1,600時間（2003年調査）
利用児童数	1回の平均参加児童数32.5人	入所児童数は1施設平均43.1人
延べ利用児童数	2,117万人。1か所年間延べ参加者数平均2,545人。	延べ入所児童数は1億8,800万人。1施設当たりの延べ入所児童数1万1,895人。
保護者負担	保険料程度	保育料の全国平均は7,000円程度
スタッフ・職員	地域の高齢者等がボランティアとして協力	専任指導員は1施設平均3.5人。7割が保育士や教諭の資格を持っている。指導員の年間勤務時間は約1,800時間

（政府の資料を参考に全国学童保育連絡協議会が作成）

資料12 「放課後子ども教室」と「学童保育」の関係 それぞれ拡充して、「一体化」ではなく「連携」を

○二つの事業は目的も内容も異なります

学童保育は児童福祉法に位置づく事業で、共働き・一人親の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一泊）の生活を継続的に保障する施設・事業です。働く親を持つ子どもたちにとっては「家庭に代わる毎日の生活の場」です。

一方、文部科学省は2006年9月28日に出したQ&Aの資料で、「放課後子ども教室事業」は「基本的に、子どもが自由に出入りできる居場所づくり事業であり、『放課後児童健全育成事業』のように、児童の人数に応じた補助基準額は設定しない」「地域の方々と子どもたちとの活動を通して交流を深める地域ボランティア事業であり、生活の場を提供することを目的とした事業ではない」と説明しています。

いま求められているのは、それぞれの事業が目的に応じて拡充されることです。そのうえで「連携」が図られることです。「一体化」していくことではありません

○2005年度の実績は、年間87回(週に1回実施が65%、週2回実施が15.5%)

文部科学省の2007年度の概算要求で、「放課後子ども教室」の補助単価を1か所当たり年間129万円と積算しています。「謝金1日1080円×安全管理員・学習アドバイザー5人分×240日=1,296,000」という計算です。文部科学省は長期休業日を除く240日で実施することとしています。「放課後子ども教室」の前身である事業の2005年度の実績は以下のような回数となっています。

1教室の年間平均開催は87回で、週2回以内がほとんどです。

財務省総括調査の結果（抜粋）

平成17年度 文部科学省「地域子ども教室推進事業」

○子ども教室開催状況（1日あたり参加人数（平均）31.1人）

週1回	週2回	週3回	週4回	週5回上
62.5%	15.5%	5.4%	3.3%	13.3%

(注) この調査は、財務省が予算の執行にかかわって各事業の政策評価をおこなうために行ったものです。

○「放課後子ども教室」は、学童保育の代わりにはなり得ません

- ・学童保育は、年間280日以上開設され、年間1600時間も子どもたちが生活している施設です。
- ・2006年度まで行われていた「地域子ども教室」は、週に1～2回の開催される行事的活動でした。「文部科学省からの委託費ではそれが精一杯」という自治体の声も少なくありません。
- ・「放課後子ども教室」は、学童保育の代わりにはなり得ません。

資料13

学童保育を廃止した「全児童対策事業」で 留守家庭児童の行き場がなくなっています

○川崎市では利用児童が学童保育の入所児童の半分にまで減っている

川崎市は、2003年度から公営の学童保育を廃止して、すべての小学校内で「わくわくプラザ」を実施しています。

実施日や実施時間は一般的な学童保育に近い形で行われていますが、スタッフの子どもへの関わり、保護者への関わりともに、学童保育のように「安全で安心感のある毎日の継続した生活」を保障するものではなく、「遊びに来た子どもに安全な遊び場を提供」するものであり、スタッフの主な仕事も「安全な遊び場の確保」です。1か所の運営費は1000万円程度とされています。

「わくわくプラザ」を利用するには登録が必要で、全生徒の4割が登録しています。登録していても利用しない子どもも多く、2005年度では平日の1か所の平均利用児童数は51人です（小学校生徒数の8.7%）。このうち、留守家庭児童などの「定期的利用」の登録数は、1小学校平均44人で、全児童数の7.6%です。定期的利用児童の利用率は52.4%ですから、1小学校平均の定期的利用者は23.2人となっています。2002年度までの学童保育の入所児童数が1施設あたり40人でしたから、学童保育の必要性がますます高まっているのに、定期的利用児童が半減していることとなります。（全国的には、この3年間で学童保育利用児童が1.4倍になっています）

○子どもたちの生活や必要に応じた多様な放課後対策が必要

- ◆ 一つの施設や事業だけで、すべての児童の放課後対策はできません
- ◆ だれでも安心して遊べる居場所・遊び場の提供のためには、児童館や児童遊園、「放課後子ども教室」、自治体独自の「全児童対策事業」、校庭開放、子ども会活動など、さまざまな施設・事業・活動が多様にかつ豊かに取り組まれることが必要です

「全児童対策は学童保育事業に代替えできるとは思わない」

○北井久美子・雇用・均等児童家庭局長

「いわゆる放課後児童クラブにつきましては、放課後児童クラブを利用される児童につきましては、保護者が昼間就労などで御家庭におられないといったようなことでありますので、こうした子供さんの置かれている状況に十分配慮した上で遊びや生活の場を提供する必要があると考えております。すなわち、例えば、状況に応じた開設日数や開設時間の確保が必要でございますし、保護者との日常的な連絡体制、意見交換の確保が必要でございます。また出欠の確認あるいは安全確認の徹底といったことも配慮が必要でございます。（中略）こうした放課後児童クラブへの配慮ということも十分踏まえてやるとなると、例えば、直ちに全児童対策に全部統合してしまうということができかどうかということになると、なかなか困難ではないかというふうに思っているところでございます」（2006年3月15日 衆議院厚生労働委員会の答弁より）

○2003年当時の岩田喜美枝・雇用・均等児童家庭局長

「この放課後の全児童対策をやれば留守家庭対策としての放課後児童健全育成事業が代替できるというふうには思っておりません」（2003年7月3日、参議院厚生労働委員会の答弁）

資料14

厚生労働省が策定する「ガイドライン」には、 私たちの提言を生かしてほしい

○厚生労働省は「平成19年中にガイドラインを示す」と答弁（2007年3月）

2007年3月20日に開かれた厚生労働省主催の「全国児童健全育成事務担当者会議」に出された「放課後子どもプラン」疑義回答には、「放課後児童クラブのガイドラインについては、種々調査をさせていただいたところであるが、国のガイドラインについては平成19年中にお示しする予定である」と明記されています。

○提言「私たちが求める設置・運営基準」の概要

全国学童保育連絡協議会は、2003年6月に、提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」と「学童保育の保育指針（案）」をまとめ、これをもとに国および地方自治体に公的な責任で学童保育の設置・運営基準をつくり、拡充を図ることを要望しています。

- **対象児童** 対象児童を、共働き・一人親家庭等の小学生（1年生から6年生）。高学年になっても学童保育の必要性は高い。
- **適正規模** 適正規模は、1学童保育の上限は40人とする。40人を超えたら大規模化するのではなく2か所目を設置する。
- **保育時間** 保護者の労働や通勤時間の実態を考え、午後6時までは必要であり、地域の実情に応じた延長も必要。学校休業日の始まる時間は、午前8時30分からは必要。
- **施設・設備** 施設には生活室・プレイルーム・静養室・事務室、台所設備等を設けること。併設の場合でも、生活室、静養室、事務室、台所設備は専用とする。
- **広さの基準** 広さの基準は、生活室・プレイルームともに子ども一人当たり1.98㎡以上確保することが必要。
- **指導員の配置** 指導員は、専任・常勤・常時複数配置とし、児童数30人までは2人以上、40人までを3人以上の配置が必要。
- **指導員の資格** 「学童保育士」として学童保育固有な公的資格の創設が必要。
- **保護者・保護者会の参画・協力・連携** 学童保育は、これまで保護者や父母会との連携・協力によって発展してきた。子どもに関わる施設・事業にとってますます求められている。

○「学童保育の保育指針(案)」の概要（全国学童保育連絡協議会作成）

- **子どもに保障すべき内容**
 - (1) 安全・健康・衛生、(2) 子どもの安定した生活 ア) 一人ひとりが大切にされる生活づくりを行うこと。イ) 毎日の継続した生活を行うこと。ウ) 安心できる集団生活を行うこと。
 - (3) 遊びやその他の活動・行事などの豊かな日常生活、(4) おやつ、(5) 施設外保育、(6) 外出・地域との交流
- **子どもの把握と記録・保育計画**
- **家庭との連絡**（保護者と子どもの生活を伝え合う、ほか）
- **関係機関との連携**（学校との連携、福祉事務所・児童相談所・保育所等との連携、警察や医療機関と連携、児童委員・町内会等の連携）

資料15

(財)こども未来財団による調査研究

「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」

2007年4月、厚生労働省の外郭団体「(財)こども未来財団」が、「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」を行いました。

厚生労働省には、私たちの提言と合わせてこの調査報告書も参考に、学童保育の抜本的な質的拡充となるようなガイドラインづくりが行われることが求められています。

こども未来財団の「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」(抜粋)

1 総則的事項

(1) 事業目的

○放課後児童クラブは、①「小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもで、保護者が就労等により昼間家庭にいない子ども」を対象として、②その放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、③「遊び及び生活」を通してその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

(2) 事業の機能・役割

○放課後児童クラブに求められる機能・役割は、次の6点に整理される。

- ・子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定
- ・遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ・子どもの遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ・その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動

○特に、家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援すること、子どもの発達の特徴をふまえながらその発達を個々の子どもの実際に即して援助していくことが求められる。(以下、省略)

*『平成18年 児童関連サービス調査研究等事業報告書 放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究』(2007年2月 財団法人こども未来財団)より抜粋

放課後児童クラブガイドライン (項目のみ列記)

- 1 総則的事項 (1)事業目的 (2)事業の機能・役割
- 2 事業の枠組み (1)対象児童 (2)対象児童の規模 (3)開所日、開所時間 (4)利用の開始に関する留意事項
- 3 適切な整備と運営に向けて (1)整備の考え方 (2)運営主体について
- 4 施設・設備 (1)施設 (2)設備・備品
- 5 職員体制・人材育成 (1)職員体制 (2)放課後児童指導員の役割 (3)放課後児童指導員の職場倫理 (4)研修
- 6 活動内容 (1)活動内容 (2)活動を進める上での留意点
- 7 障害児の受け入れについて (1)障害児の受け入れの考え方 (2)障害児の受け入れ体制の整備
- 8 保護者への支援・連携 (1)保護者への連絡・支援 (2)保護者及び保護者組織との連携
- 9 学校・地域との連携 (1)学校との連携 (2)保育所・幼稚園等との連携 (3)地域、関係機関との連携
- 10 児童虐待等への対応
- 11 安全対策・緊急時対応 (1)事故やケガの防止と対応 (2)衛生管理 (3)防災・防犯対策 (4)来所・帰宅時の安全確保 (5)緊急時の対応
- 12 運営管理 (1)権利擁護・法令遵守等 (2)適正な会計管理・情報公開 (3)要望・苦情への対応 (4)職員集団のあり方と責任者の役割 (5)事業内容向上への取り組み (6)労働環境整備

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい
全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成された民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、『学童保育ハンドブック』などの学童保育に関する刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』誌の編集発行、『テキスト・指導員の仕事』『学童保育・実践記録集』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

<主な活動と今年の予定>

◆ **全国学童保育指導員学校の開催** (2007年度、第32回目)

会場	日程	開催地	昨年の受講者数
西日本大阪会場	6月3日(日)	大阪府堺市・サンスクエア堺	959人
西日本滋賀会場	6月10日(日)	滋賀県草津市・立命館大学	
南関東会場	6月3日(日)	東京都目黒区・東京大学	719人
北関東会場	6月10日(日)	茨城県水戸市・茨城大学	847人
四国会場	6月24日(日)	香川県高松市・高松テルサ	359人
東北会場	9月24日(祝)	岩手県盛岡市・アイーナ	386人
九州会場	9月30日(日)	福岡県春日市・クローバープラザ	702人

- ◆ **第42回全国学童保育研究集会の開催** *昨年、愛知で開催した第41回には4500人の保護者・指導員が参加
2007年11月10日(土)～11日(日) 東京都・国技館、中央大学・明星大学
- ◆ **月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行** (1974年創刊、年間定期購読者4万7500人)
- ◆ **実態調査活動** ①学童保育数調査(毎年実施) ②学童保育の詳細な実態調査(5年毎、最新は2003年調査で報告書を発表) ③指導員の実態調査 ④都道府県の単独事業の実施状況調査 ⑤学校週5日制土曜日開設調査 ⑥保護者ニーズ調査ほか
- ◆ **単行本・資料の発行 <最近の刊行物>**
2001年『実践記録集2』『学童保育で働く指導員～実態調査の報告』
2002年『学童保育情報 2002-2003』『施設整備の手引き』『実践記録集3』
『学童保育 はじめのいっぽ』
2003年『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報 2003-2004』『実践記録集4』
2004年『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き(2004年版)』
2005年『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う(実践記録集第5集)』『学童保育情報 2005-2006』
2006年『学童保育ハンドブック』(柗ぎょうせい)『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『指導員の現状・仕事・願い』
2007年『よくわかる放課後子どもプラン』(柗ぎょうせい)
- ◆ **政府や国会、関係団体への陳情など**
- ◆ **その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動**
提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめて発表しています。